

◎新潟県告示第539号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、条例第73条第1項及び条例第74条第1項の規定による自動車税の種別割の減免（条例第69条第1項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。）に係る申請のうち、その期限が令和2年4月1日から令和2年6月29日までの間に到来するものについては、条例第73条第2項及び条例第74条第2項の規定にかかわらず、その期限を令和2年6月30日まで延長する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世